

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書-2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	水落 憲吾
【住所又は本店所在地】	東京都小平市
【報告義務発生日】	2024年10月17日
【提出日】	2024年10月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社環境管理センター
証券コード	4657
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	水落 憲吾
住所又は本店所在地	東京都小平市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	代表取締役社長
勤務先名称	株式会社環境管理センター
勤務先住所	東京都八王子市散田町3 - 7 - 23

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社環境管理センター 管理部 幸田裕介
電話番号	042-649-4800

(2)【保有目的】

発行会社の代表取締役社長であり、安定株主として保有している。

(3)【重要提案行為等】

--

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）		575,082		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	15,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	590,082	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			590,082
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			15,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2024年10月17日現在）	V	4,789,041
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		12.28
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		10.93

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年9月12日	普通株式	666	0.01	市場内	取得	439（役員持株会による取得）
2024年10月11日	普通株式	666	0.01	市場内	取得	446（役員持株会による取得）
2024年10月17日	普通株式	7,835	0.16	市場外	取得	448（業績連動型株式報酬による取得）
2024年10月17日	普通株式	17,857	0.37	市場外	取得	448（譲渡制限付株式報酬による取得）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 譲渡制限付株式報酬

(譲渡制限)

乙は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が甲又は甲の子会社（以下、甲及び甲の子会社を「甲グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位を喪失する日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

甲は、乙において、中期経営計画の期間と連動して取締役会で定める役務提供予定期間（甲の第55期定時株主総会が終了した時から第58期定時株主総会が終了した時までを指す。以下「役務提供予定期間」という。）中、継続して、甲グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、乙が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において乙（ただし、乙が死亡により退任した場合は乙の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

前項の本譲渡制限期間が満了した日が乙が本割当株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月以内となる場合には、甲は当該事業年度が終了して3か月を経過した後でなければ本譲渡制限を解除することができない。

2. 新株予約権

(行使条件)

割当日から行使期間の開始時点或いは下記 に定める業績条件を達成した時点のいずれか遅い時点まで、当社又は当社子会社の役員又は使用人たる地位を有すること。

新株予約権の割当日から権利行使期間の最終日までの期間に終了する各事業年度のうち、いずれか連続する2事業年度における当社の経常利益の合計額が5億円以上となった場合、該当する連続する2事業年度のうち最終の事業年度にかかる有価証券報告書提出日の翌日以降、新株予約権を行使できる。

なお、当社が連結財務諸表を作成している場合には、連結損益計算書に記載された経常利益をいう。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	35,427
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	2003年12月19日贈与 40,000株 2003年12月24日贈与 10,000株 2013年3月26日贈与 400,000株 2015年12月25日相続 53,290株 2013年4～9月処分 40,000株 2021年10月21日譲渡制限付株式報酬 14,678株 2024年10月17日業績連動型株式報酬 7,835株 2024年10月17日譲渡制限付株式報酬 17,857株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	35,427

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地